

# つちはし事務所通信

# 11

## November

## 2011



発行: つちはし社会保険労務士事務所  
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F  
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580  
Email: [sr@tsuchihashi-siki.com](mailto:sr@tsuchihashi-siki.com) 発行日: 2011年11月1日

## トピックス 年金の支給年齢引上げ等が議論されています

社会保障審議会(厚生労働相の諮問機関)の年金部会は、社会保障と税の一体改革の一環として、公的年金の支給開始年齢の見直し議論を始めました。まだ審議会での議論の最中で、これから審議会での結論を出し、平成24年度の国会で論議されることとなりますので、すぐに下記の内容が実施されるわけではありませんが、現在、どのような議論がされているのか、参考までにお伝えいたします。

### 厚生年金の支給開始年齢を引き上げ

政府・与党の一体改革案は、年金財政の悪化や平均余命の伸びを踏まえ、厚生年金の支給開始年齢を欧米並みに68~70歳へ引き上げる方針を提示しました。支給開始年齢の引き上げ時期を前倒しする考えも盛り込んでいます。審議会で出た案としては下記の3つです。

- (1)「3年に1歳」の引き上げペースは維持しつつ、支給開始年齢を68歳に遅らせる
- (2)ペースを「2年に1歳」に速める
- (3)ペースを「2年に1歳」に速め、支給開始年齢も68歳に遅らせる

「3年に1歳」の引き上げペースを「2年に1歳」に速めると下記ようになります。

	(現行の受給開始年齢)	(見直し案での受給開始年齢)
1953年度生(58歳)	2014年(61歳)	2014年(61歳)
1954年度生(57歳)	2015年(61歳)	2016年(62歳)
1955年度生(56歳)	2017年(62歳)	2018年(63歳)
1956年度生(55歳)	2018年(62歳)	2020年(64歳)
1957年度生(54歳)	2020年(63歳)	2022年(65歳)

### 在職老齢年金制度の見直し

在職老齢年金は60歳以降も働いている人の、厚生年金の額を調整する仕組みです。

現行制度では60歳から64歳の場合、給与(賞与を加えた年収を12で割ったもの)と年金の合計が月額28万円を超えると、28万円を超えた分の半分だけ、年金が減額されるようになっています。一方、65歳以上の場合は、給与と年金の合計額が46万円を超えたときに、超えた分の半分の年金が減る仕組みです。

この制度は、高齢者の就業意欲を阻害しているとの指摘があるため、厚生労働省は60~64歳について、

(1)減額する基準を65歳以上と同じ46万円に引き上げる

(2)60歳代の給与の平均額(33万円)に引き上げる

(3)60歳代前半は年金の調整そのものを廃止する

という3つの見直し案を提出しました。

ご不明点などございましたら、お気軽につちはし事務所までお問い合わせ下さい。つちはし事務所では、在職老齢年金を上手に活用するための継続雇用の賃金設計も行っております。お気軽にご相談下さい。

## 新情報！

## 受動喫煙防止対策助成金が創設されました

労働者災害補償保険法による社会復帰促進等事業の一環として、10月1日から、「受動喫煙防止対策助成金」が創設されました。

### 受動喫煙防止対策助成金の概要

#### 1. 対象事業主

労働者災害補償保険の適用事業主であって、

旅館業、料理店又は飲食店を営む中小企業事業主であること。

料理店又は飲食店については常時雇用する労働者が50人以下又は資本金が5,000万円以下、旅館業については常時雇用する労働者の数が100人以下又は資本金が5,000万円以下である事業主。

#### 2. 助成対象

一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費

喫煙室以外に、受動喫煙を防止するための換気設備の設置等の措置に必要な経費

工事前に「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画」を策定し、都道府県労働局長の認定が必要。

#### 3. 助成率、助成額

喫煙室の設置等に係る費用の1/4（上限200万円）

#### 4. 申請書等提出先

都道府県労働局労働基準部健康安全課（又は健康課）



### 〔参考〕 受動喫煙防止対策助成金以外の支援事業

以下の2事業も、10月から開始されます。これらについては、事業場の業種に制限はありません。

#### 受動喫煙防止対策に係る相談支援業務

事業場での受動喫煙防止対策を実施する上での技術的な相談内容について、専門家による電話相談を受けることができます（相談料無料）。 相談ダイヤル：03 3213 1012

#### 職場内環境測定支援業務

受動喫煙防止対策を行う事業場で、職場内の空気環境について把握することを支援するため、デジタル粉じん計及び風速計の無料貸与を受けることができます。 申込受付ダイヤル：03 5625 4296

### あつがき つちはし事務所より

年金支給開始年齢引き上げの議論はまだ始まったばかりで、結論は出ていません。しかし60歳の定年を迎えても、61歳になるまで年金が全く支給されない世代（昭和28年4月2日以降生まれの男性）が定年を迎えるのは、あと2年後に迫っています。今までのように定年後給料が下がっても、年金が出るから大丈夫とは言えなくなります。定年後の雇用をどうするか、企業の中で、早急に議論を進めるべきは、こちらの問題だと考えています。定年後の再雇用制度などの処遇をどうするべきか、個別のご相談はつちはし事務所までお問い合わせください。

今月11月11日（金曜日）13:20～16:45、「これからの中小企業を支える人材確保術」というテーマで社会保険労務士のセミナーが開催されます。このセミナーの第2部「人材の有効活用と適正な労働時間管理」の講師を土橋が務めます。就業規則を使った時短や社内制度による時短、現場での業務改善の道筋など、残業問題や業務改善にお悩みの経営者に問題の解決策をお伝えする内容となっています。無料でどなたでも参加できますので、ぜひ、お申し込みください。お問い合わせお申し込みは、088-654-7777（徳島県社会保険労務士会）まで。